

令和5年3月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和5年3月7日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第 1 号 区域外就学申請の取り扱いについて
- ② 議案第 2 号 区域外就学申請の取り扱いについて
- ③ 議案第 3 号 四万十町教育研究所管理規則の改正について
- ④ 議案第 4 号 四万十町部活動改革推進委員会設置要綱について
- ⑤ 議案第 5 号 四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱の廃止について
- ⑥ 議案第 6 号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について
- ⑦ 議案第 7 号 令和5年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について
- ⑧ 議案第 8 号 四万十町立小中学校の学校医の委嘱について
- ⑨ 議案第 9 号 令和5年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について
- ⑩ 議案第10号 令和5年度教育委員会会計年度任用職員の任用について
- ⑪ 議案第11号 令和4年度教育委員会関係3月補正予算案について
- ⑫ 議案第12号 令和5年度教育委員会関係当初予算案について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 令和4年度 高知県学力定着状況調査の結果について
- ② 令和4年度 全国体力・運動能力、生活実態等調査結果について
- ③ 校区外就学にかかる部活動状況報告について

7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 谷口 和史、 野中 裕子
事 務 局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 岡 英祐、 東 孝典

参 考

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） 【抜粋】

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

参 考

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） 【抜粋】

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第3号

四万十町教育研究所管理規則の改正について

四万十町教育研究所管理規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育研究所管理規則の一部を改正する規則

四万十町教育研究所管理規則（平成18年四万十町教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（職員等）

第3条 研究所に所長、スクールソーシャルワーカー、発達教育支援員、教育支援センター指導員、研究員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定する職員（研究員を除く。）は、四万十町教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。

3 研究員は、高知県教育委員会より配置を受ける。

（職務）

第4条 所長は、委員会の監督を受け、所務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の福祉に関する支援等を行う。

3 発達教育支援員は、児童生徒の発達障害に関する支援等を行う。

4 教育支援センター指導員は、児童生徒の不登校に関する指導及び援助を行う。

5 研究員は、特定の研究に従事する。

6 事務職員は、上司の命を受け業務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

四万十町教育研究所管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町教育研究所管理規則 平成18年3月20日教育委員会規則第8号 (職員等) 第3条 研究所に所長、スクールソーシャルワーカー、発達教育支援員、教育支援センター指導員、研究員、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員（研究員を除く。）は、四万十町教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。</p> <p>3 研究員は、高知県教育委員会より配置を受ける。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 所長は、委員会の監督を受け、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の福祉に関する支援等を行う。</p> <p>3 発達教育支援員は、児童生徒の発達障害に関する支援等を行う。</p> <p>4 教育支援センター指導員は、児童生徒の不登校に関する指導及び援助を行う。</p> <p>5 研究員は、特定の研究に従事する。</p> <p>6 事務職員は、上司の命を受け業務をつかさどる。 (略)</p>	<p>○四万十町教育研究所管理規則 平成18年3月20日教育委員会規則第8号 (職員等) 第3条 研究所に、所長、教育相談員及び事務職員を置く。また、必要な場合には、研究員、教育支援センター指導員又は学校研究員を置くことができる。</p> <p>2 所長、教育相談員及び教育支援センター指導員は、四万十町教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。</p> <p>3 研究員は、高知県教育委員会より配置を受ける。</p> <p>4 学校研究員の任期は、1年とし、所長の推薦により教育長が委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 所長は、委員会の監督を受け、所務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 教育相談員は、教育上の諸問題について相談に応じ、適切な指導や援助を行う。</p> <p>3 研究員は、特定の研究に従事する。</p> <p>4 学校研究員は、調査研究その他必要な業務に当たる。</p> <p>5 教育支援センター指導員は、不登校児童生徒対応のため、適切な指導や援助を行なう。</p> <p>6 事務職員は、上司の命を受け業務をつかさどる。 (略)</p>

【改正の理由】

四万十町教育研究所は、教育実践上の様々な課題について調査研究を行うとともに、教職員研修の助成と各種教育団体との連携を図り、四万十町教育の振興と充実を期することを目的として、四万十町発足時から設置しており、必要な職員を配置し目的を達成するための活動を行ってきました。

今回の改正は、教育研究所に配置する職員及びその職務について、明確化しようとするものです。

加えて、これまで配置してきた「教育相談員」、配置することができなくなった「学校研究員」については、今後は配置する予定がないため削除するとともに、新たに配置することとした児童生徒の発達障害に関する支援等を行う「発達教育支援員」を追加しています。

議案第4号

四万十町部活動改革推進委員会設置要綱について

四万十町部活動改革推進委員会設置要綱を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町部活動改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 四万十町運動部活動ガイドライン及び四万十町文化部活動ガイドラインに基づき、四万十町立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の適正化及び充実のため、四万十町部活動改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 部活動の成果及び課題の検証に関すること。
- (2) 部活動の適切な運営体制及び環境に関すること。
- (3) 効率的かつ効果的な部活動の推進に関すること。
- (4) その他、部活動の適正化及び充実に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 中学校の保護者 3人以内
- (2) 四万十町小中学校校長会に属するもの 1人
- (3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの 1人
- (4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの 2人以内
- (5) 文化芸術団体に属するもの 2人以内
- (6) 学校教育課長
- (7) 生涯学習課長
- (8) 教育対策監

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条各号に定める身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第5条 推進委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、第1回目の会議は、教育長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課内において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

四万十町部活動改革推進委員会設置要綱 新旧対照表

制定する要綱	廃止する要綱
<p>四万十町部活動改革推進委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 四万十町運動部活動ガイドライン及び四万十町文化部活動ガイドラインに基づき、四万十町立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の適正化及び充実のため、四万十町部活動改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 推進委員会の協議事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 部活動の成果及び課題の検証に関すること。</p> <p>(2) 部活動の適切な運営体制及び環境に関すること。</p> <p>(3) 効率的かつ効果的な部活動の推進に関すること。</p> <p>(4) その他、部活動の適正化及び充実に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員12人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 中学校の保護者 3人以内</p> <p>(2) 四万十町小中学校校長会に属するもの 1人</p> <p>(3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの 1人</p> <p>(4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの 2人以内</p> <p>(5) 文化芸術団体に属するもの 2人以内</p> <p>(6) 学校教育課長</p> <p>(7) 生涯学習課長</p>	<p>四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱 令和2年3月4日四万十町教育長訓令第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 「高知県運動部活動ガイドライン」並びに「四万十町運動部活動ガイドライン」に基づき、四万十町立中学校の取組状況や成果の検証を行う等、四万十町の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実に向けて総合的に支援することを目的として、四万十町運動部活動改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 委員会の協議事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 運動部活動の適切な運営のための体制整備とともに、その成果と課題の検証に関すること。</p> <p>(2) 生徒にとつての合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の推進のための取組に関すること。</p> <p>(3) 生徒のニーズを踏まえた学校・地域スポーツ環境の整備に関すること。</p> <p>(4) その他、上記の事項以外で運動部活動の在り方や効果的な運用等に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 四万十町立中学校の保護者 3人以内</p> <p>(2) 四万十町小中学校校長会に属するもの 1人</p> <p>(3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの 1人</p> <p>(4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの 2人以内</p> <p>(5) 学校教育課長</p> <p>(6) 生涯学習課長</p> <p>(7) 教育対策監</p>

(8) 教育対策監

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条各号に定める身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第5条 推進委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、第1回目の会議は、教育長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課内において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

【制定の理由】

現在の要綱は、四万十町立中学校の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実に向けて総合的に支援することを目的とした委員会について定めていますが、運動部に限らず文化部を含めた四万十町立中学校全体の部活動の適正化及び充実を目的とした委員会とする必要があるため、新たに要綱を制定しようとするものです。

現在の要綱については、運動部活動に特化したものであるため、制定に合わせて廃止します。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、資料の提供、説明、その他必要な意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課内において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

議案第5号

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱の廃止について

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱を廃止する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱を廃止する訓令

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱（令和2年四万十町教育長訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 3 月 7 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 18 年四万十町教育長告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対して行う援助費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 項中「（現に当該児童等を養育していることを当該学校長が認める者を含む。以下同じ。）」を削る。

第 3 条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表に定めるもののほか、学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額については、その全額を支給するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

小学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,630 円	年 2 回（5 月、10 月）

通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)
新入学児童生徒学用品費等	—	54,060円	年1回(5月)
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

中学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,730円	年2回(5月、10月)
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)
新入学児童生徒学用品費等	—	60,000円	年1回(5月)
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

備考

- 1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、この要綱に基づく援助費は支給しない。
- 2 年度途中で認定を行った場合、学用品費及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。
- 3 新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年11月13日教育長告示第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校教育保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対して行う援助費の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 援助費の支給を受けることができる者は、国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これららを「児童等」という。）の保護者であつて、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(援助費)</p> <p>第3条 援助費の費目及び支給額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 別表に定めるもののほか、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額については、その全額を支給するものとする。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症への対策として、四万十町立小学校又は中学校を臨時休業した場合については、当該臨時休業期間中に提供しなかった給食費に相当する額を別表に規定する給食費の実費とみなして援助費を支給することができる。</p> <p>第4条～ (略)</p>	<p>○四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年11月13日教育長告示第3号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校教育保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費(以下「援助費」という。)を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 援助費の支給を受けることができる者は、国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これららを「児童等」という。）の保護者（現に当該児童等を養育していることを当該学校長が認める者を含む。以下同じ。）であつて、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(援助費)</p> <p>第3条 援助費の費目及び支給額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症への対策として、四万十町立小学校又は中学校を臨時休業した場合については、当該臨時休業期間中に提供しなかった給食費に相当する額を別表に規定する給食費の実費とみなして援助費を支給することができる。</p> <p>第4条～ (略)</p>

改正後		改正前	
別表（第3条関係）			
小学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,630円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,270円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	54,060円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日
中学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,730円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,270円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	60,000円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日
別表（第3条関係）			
小学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,420円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	40,600円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日
中学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,320円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	47,400円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日
備考			
1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、この要綱に基づき援助費は支給しない。			

議案第7号

令和5年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に基づく保育所嘱託医の委嘱並びに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に基づく認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和5年度四万十町立保育所嘱託医

委嘱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	嘱託医（内科医）	嘱託医（歯科医）
見付保育所	大西病院 小倉 英郎	矢野歯科 矢野 宗憲
東又保育所	土居診療所 土居 秀策	長山歯科 長山 久美子
興津保育所	土居診療所 土居 秀策	長山歯科 長山 久美子
北ノ川保育所	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
小鳩保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人
昭和保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人

令和5年度四万十町立認定こども園学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

委嘱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	学校医	学校歯科医
認定こども園 たのの	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
	学校薬剤師	
	たいしょう薬局 野村 泰之	

参 考

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

【抜粋】

第 5 章 保育所

（職員）

第三十三条 **保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。**ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） **【抜粋】**

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 **学校には、学校医を置くものとする。**

- 2 **大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。**
- 3 **学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。**
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第8号

四万十町立小中学校の学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に基づく四万十町立小中学校の学校医を下記のとおり変更し委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

変更前

興津小学校、窪川中学校の学校医

さわだ ゆきこ
澤田 由紀子

変更後

興津小学校、窪川中学校の学校医

どい しゅうさく
土居 秀策

変更日（委嘱する日）

令和5年4月1日

参 考

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） 【抜粋】

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

令和5年度 四万十町小中学校 校医・歯科医・薬剤師一覧

学 校 名	校 医	歯 科 医	薬 剤 師
	内 科		
仁井田小学校	澤田 由紀子	土居 詔人	岡島 千紗
影野小学校	澤田 由紀子	石元 克実	岡島 千紗
七里小学校	澤田 由紀子	恒石 宣彦	渡辺 明宏
米奥小学校	澤田 由紀子	恒石 宣彦	渡辺 明宏
窪川小学校	石川 哲	矢野 宗憲	矢野 民代
川口小学校	平田 紋子	小畠 啓三	高橋 弘季
東又小学校	土居 秀策	長山 久美子	高橋 弘季
興津小学校	土居 秀策	矢野 宗憲	池田 豊
窪川中学校	平田 紋子 土居 秀策	小畠 啓三 長山 久美子 矢野 宗憲	矢野 民代
田野々小学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
北ノ川小学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
大正中学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
十川小学校	澤田 由紀子	土居 詔人	松田 吉史
昭和小学校	澤田 由紀子	土居 詔人	松田 吉史
十川中学校	澤田 由紀子	土居 詔人	松田 吉史

議案第9号

令和5年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について

令和5年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動を別添のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第10号

令和5年度教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和5年度教育委員会会計年度任用職員を別紙のとおり任用することについて、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

令和5年度教育委員会会計年度任用職員

学校教育課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
一般事務補助	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
学校校務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育業務支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	2人	
学校図書支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	2人	
I C Tサポーター	学校教育課	必要な期間	パート	3人	
教育支援センター指導員（保育士資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
教育支援センター指導員（教員資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
教育支援センター指導員（保健師資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
学校事務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
特別支援教育支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
発達教育支援員	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
給食配送員	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
マイクロバス運転手	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
放課後学習支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
部活動指導員	配置が必要な中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育研究所長	教育研究所（補導センター）	必要な期間	パート	1人	
補導センター所長					
スクールソーシャルワーカー（SSW）	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	
J E Tプログラムコーディネーター	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
外国語指導助手（ALT）	学校教育課	必要な期間	パート	必要数	

生涯学習課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
清掃員	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
一般事務補助	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
	図書館（美術館）	必要な期間	パート	必要数	移動図書館車運転手を含む。
保育補助	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
調理員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	フル	1人	
			パート	必要数	
子育て支援員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数	
図書館事務	図書館（美術館）	必要な期間	パート	必要数	
専任補導員	補導センター	必要な期間	パート	3人	
保育士	保育所	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数		
図書館事務（司書）	図書館（美術館）	必要な期間	パート	必要数	
マイクロバス運転手	生涯学習課	必要な期間	パート	1人	
草刈等作業員	大正・十和地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
国際交流員（C I R）	生涯学習課	必要な期間	パート	2人	
図書館長	図書館（美術館）	必要な期間	パート	1人	
美術館長					

議案第 11 号

令和 4 年度教育委員会関係 3 月補正予算案について

令和 4 年度教育委員会関係 3 月補正予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和 5 年 3 月 7 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第12号

令和5年度教育委員会関係当初予算案について

令和5年度教育委員会関係当初予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和5年3月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章